別表十一(九)の記載要領第一号中「）又は」を「）若しくは」に、「の規定」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の５（保険会社等の異常危険準備金）の規定」に改め、同第二号中「「(8)×100/100相当額　(24)」」を「「(8)の100/100相当額　(24)」」に、「０を」を「「０」と記載し」に、「同条第14項第２号」を「同条第15項第２号」に改め、同号を同第五号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「保険等の種類又は特定保険区分　(1)」の欄は、当該事業年度が令和７年４月１日前に開始した事業年度である場合には、「又は特定保険区分」を消すこと。

３　「保険等の種類又は特定保険区分　(1)」の欄が「特定保険区分」である場合の記載は、次によること。

(1)　「当期積立額　(7)」、「正味収入保険料等　(8)」、「積立限度額 (8)×(9)　(10)」及び「差引積立限度超過額 (7)－(10)（マイナスの場合は０）　(11)」の各欄は、それぞれ「34の計」、「35の計」、「37の計」及び「38の計」の各欄の金額を記載すること。

(2)　「積立率　(9)」の欄は、記載しないこと。

(3)　「積立率　(36)」の欄は、租税特別措置法施行令第33条の２第６項又は第22項（保険会社等の異常危険準備金）に規定する割合を記載すること。

別表十一(九)の記載要領に次の一号を加える。

６　「特定保険に係る異常危険準備金の当期積立限度額」の各欄は、令和７年４月１日以後に開始する事業年度において租税特別措置法施行令第33条の２第９項に規定する特定保険に係る異常危険準備金を積み立てる場合に記載すること。

別表十一(十)の記載要領第一号中「同表「49」」を「同表「48」」に改め、同第二号中「別表四「49」」を「別表四「48」」に改める。

別表十一(十一)の記載要領第一号中「同表「49」」を「同表「48」」に改め、同第二号中「別表四「49」」を「別表四「48」」に改める。

別表十一(十二)の表を次のように改める。